

社会福祉法人等指導監査主眼事項(施設運営<共通>※保育所を除く)

主眼事項等	確認事項及び判定基準	根拠法令等
<p>1 施設運営の基本方針</p> <p>※監査日現在の状況(ただし●印は前事業年度の状況についても確認)</p> <p>老人ホーム、障害者支援施設については、介護保険法及び障害者総合支援法に基づく実地指導の対象となるため、■印のみ確認</p>	<p>(1) 施設の運営(管理)規程が定められているか。 [直近改正(制定):H 年 月 日]</p> <p>【主な記載事項】</p> <p>①設置目的、運営方針 ⑤虐待防止、秘密保持、個人情報保護等 ②職員の職種、配置数、職務内容 ⑥施設利用の留意事項 ③入所定員(居室定員) ⑦非常災害対策 ④入所(利用)者の処遇内容(利用料の内訳、緊急時の対応方法等) ⑧その他施設運営に関する重要事項</p> <p>◇ 施設・事業の基本方針(運営方針)が立てられ、福祉サービスの内容等利用者への情報提供に努めていること(各施設内での掲示、備え付け)。</p> <p>(2) 業務上知り得た入所(利用)者やその家族の秘密は、適切に取り扱われているか。 ◇ 職員の在職中のみならず退職後においても、秘密が守られるよう秘密保持に関する規程の整備、職員への研修等が行われていること。</p> <p>(3) 苦情解決の仕組みが整備され、入所(利用)者等に周知されているか。 ◇ 苦情受付担当者、解決責任者の選任、第三者委員の設置、苦情解決の手順、解決結果の公表等が苦情対応規程に盛り込まれていること。</p> <p>●(4) 苦情があった場合、解決に向けた話し合いが行われ、適切に対応されているか。 [苦情事案: 有・無] ◇ 申立人の意向に従い、当事者間又は第三者委員の関与による話し合いが行われていること。 ◇ 苦情の内容、対応経過が正確に記録され、第三者委員への報告及び苦情申立人への改善報告が行われていること。</p>	<p>各施設監査指針、養老基準条例7条、特養基準条例7条、35条、軽費基準条例7条、障支基準条例6条、障サ基準条例7条、37条、地活基準条例3条、福木基準条例4条、児童基準条例16条</p> <p>老福施設監査指針、養老基準条例25条、特養基準条例28条、43条、49条、53条、軽費基準条例29条、障支基準条例42条、障サ基準条例29条、51条、56条、61条、70条、85条、88条、地活基準条例16条、福木基準条例14条、児童基準条例18条</p> <p>法第82条、苦情解決指針、障福施設監査指針、障支施設監査指針、養老基準条例26条、特養基準条例29条、43条、49条、53条、軽費基準条例障サ基準条例30条、51条、56条、61条、70条、85条、88条、地活基準条例17条、福木基準条例15条、児童基準条例19条</p>
<p>2 管理運営体制の確立</p> <p>※前事業年度及び監査日現在の状況</p>	<p>(1) 入所(利用)定員が遵守されているか。 ◇ 居室の定員についても遵守されていること。</p>	<p>各施設監査指針、特養基準条例25条、42条、49条、53条、軽費基準条例25条、障支基準条例38条、障サ基準条例26条、51条、56条、61条、70条、85条、88条、地活基準条例14条、福木基準条例12条</p>

主眼事項等	確認事項及び判定基準	適	口	文	根拠法令等
2 管理運営体制の確立	(2) 配置基準に基づく必要な職員が配置されているか。 ◇ 資格が必要な職種について有資格者が配置されていること。 ◇ 退職等による欠員は、速やかに補充されていること。	適	否	否	各施設監査指針、児発85号、養老基準条例5条、12条、特養基準条例5条、11条、43条、49条、53条、46条、軽費基準条例5条、11条、障支基準条例11条、障サ基準条例6条、
※前事業年度及び監査日現在の状況	◇ 人員配置加算の有無 [有・無] <b>【特養】</b> ◇ 本体施設が地域密着型特養であるサテライト型居住施設については、サテライト型居住施設に医師、調理員、事務員その他の職員を置かない場合、本体施設の入所者の数とサテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算定する。 <b>【特養・養護・軽費】</b> ◇ 育児、介護休業等により、所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が施設として整っていれば、週の勤務時間が30時間に達していれば「常勤」とみなすことができる。	適		否	条、64条、65条、72条、75条、88条、地活基準条例9条、福ホ基準条例10条、児童基準条例8条、23条、27条、28条、36条、38条、54条、59条、61条、69条、79条、84条、91条、95条、103条、105条、106条、114条 特養基準規則第16条12項 軽費基準通知第三の1 特養基準通知第三の1 養老基準通知第三の1
	(3) 施設職員は専ら当該施設の職務に従事しているか。 ◇ 直接処遇職員に他施設の職員を兼務させていないこと。 <b>【特養・養護・軽費】</b> ◇ ただし、次の3要件に該当する場合、兼務可能。 ① 当該事業を運営する法人内の他の職務 ② 同時並行的に行われるものでない職務 ③ 各々の職務に従事すべき時間帯が明確に区分されている。	適		否	各施設監査指針、養老基準条例6条、特養基準条例6条、43条、49条、53条、軽費基準条例6条 軽費基準通知第一の5 特養基準通知第一の5 養老基準通知第一の5
	■(4) 施設長 ① 資格を有する適任者が選任されているか。 ◇ 専任者が確保されていること。 ◇ やむなく他の職務を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じない体制が確保されていること。	適	否	否	各施設監査指針、養老基準条例5条、特養基準条例5条、43条、49条、53条、軽費基準条例5条、障支基準条例5条、地活基準条例9条、児童基準条例29条、37条、60条、96条、104条、社庶83号、社庶13号、社庶14号
	----- <b>【乳児院、母子・児童養護・情短】</b> ② 2年に1回以上、資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受講しているか。	適	否	否	児童基準条例29条、37条、60条、96条
	(5) 育児休業、産休等代替職員が確保されているか。	適	否		各施設監査指針
	(6) 職員の勤務体制は定められているか。 ◇ 月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤、非常勤の別、職種別配置状況等が明確にされているか。	適	否		養老基準条例22条、特養基準条例24条、41条、49条、軽費基準条例24条、障支基準条例37条、障サ基準条例25条、51条、56条、61条、70条、85条、88条
	<b>【特養・養護・障害者・障害児・乳児院】</b> (7) 入所(利用)者の処遇を確保する夜勤者(直接処遇職員)及び宿直員は適正に配置されているか。	適		否	社福施設防火安全対策通知(社施107号)

主眼事項等	確認事項及び判定基準	適	否	根拠法令等
3 職員の処遇状況	■(1) 就業規則の制定及び改正は、職員代表の意見を聞き、労働基準監督署へ届出を行っているか。	適	否	各施設監査指針、労基法89条、90条、労基法施行規則49条
※監査日現在(ただし●印は前事業年度の状況)	◇ 常時10人以上の労働者を使用する場合			
	■(2) 時間外及び休日労働は、職員代表と書面による協定を締結し、労働基準監督署へ届出を行っているか。	適	否	労基法36条、労基法施行規則

<p>についても確認)</p>				<p>16、17条</p>
	<p>■(3) 賃金の一部を控除している場合、職員代表と書面による協定を締結しているか。 ◇ 法定控除以外のものが対象。給与台帳等で控除項目を確認すること。</p>	適	否	<p>労基法24条</p>
	<p>■(4) 夜間の勤務体制は適正か。また、拘束時間が長時間の場合、勤務途中の休憩時間は確保されているか。 ※ 宿直勤務を除く。</p>	適	否	<p>労基法34条</p>
	<p>■(5) 労働者を宿直又は日直の勤務で断続的な業務に就かせる場合、所轄の労働基準監督署の許可を得ているか。</p>	適	否	<p>労基法41条、労基法施行規則23条</p>
	<p>■(6) 1か月を超えた1年単位の変形労働時間制を採用する場合は、労使協定を締結し、所轄の労働基準監督署に届出を行っているか。</p>	適	否	<p>労基法32条の4、労基法32条</p>
	<p>■(7) 給与規程(就業規則)が整備され、所轄の労働基準監督署に届け出ているか。 ◇ 給与、諸手当の支給基準が明確になっており、給与規程と一致していること。</p>	適	否	<p>各施設監査指針、労基法89条、労基法15条、指導監督徹底通知5-(3)</p>
	<p>■●(8) 給与は規程に基づき適正に支給されているか。 ◇ 賃金台帳を備え、給与規程の額と支給額が一致していること。 ◇ 給与の口座振込を利用する場合、個々の労働者の申し出又は同意が必要。労使協定の締結の必要性については、所轄の労働基準監督署の指導に従うこと。</p>	適	否	<p>各施設監査指針、労基法89条</p>
<p>4 職員の健康管理 ※前事業年度の状況</p>	<p>■(1) 労働災害の防止を図るため、衛生管理者等を選任しているか(常時50人以上)。</p>	適	否	<p>安衛法12条、13条</p>

主眼事項等	確認事項及び判定基準	適	口	文	根拠法令等
4 職員の健康管理 ※前事業年度の状況	■(2) 定期健康診断は年1回以上行われているか。 ①既往歴及び業務歴の調査 ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ③身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 ④胸部エックス線検査及び喀痰検査 ⑤血圧の測定 ⑥貧血検査 ⑦肝機能検査 ⑧血中脂質検査 ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図検査 ◇ 病気治療等のため、かかりつけの医師(歯科医師)の行う健康診断に相当する結果を証明する書面を施設に提供しているときは可	適	否	否	労働安衛規則44条  安衛法66条⑤
	■(3) 深夜業務(22:00～5:00)に従事する者の健康診断は、6箇月以内ごとに実施されているか。	適	否		労働安衛規則45条
	■(4) 健康診断の結果は、もれなく保存されているか。 ◇ 健康診断個人票を整備し、5年間保存していること。	適	否		安衛法66条の3、労働安衛規則51条
	■(5) 健康診断の結果、異常の所見があるとされた職員について、医師(歯科医師)の意見を聴取しているか。	適			安衛法66条の4、労働安衛規則51条の2
	■(6) 腰痛対策 ① 介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に従事する職員に対する腰痛検査は、6か月以内ごとに実施されているか。 ----- ② 移乗介助等で、リフト等の福祉機器を積極的に活用することとし、原則として人力による人の抱え上げは行わせないようにしているか。	適	否		社援施169号、基発0618第1号、腰痛対策指針  腰痛対策指針4(1)ハ
	(1) 職員の資質向上のための取組を行っているか。 ◇ 年間研修計画に基づき、職種別、内容別に幅広く受講の機会を設け、参加が特定の者に集中していないこと。 ◇ 施設外研修を積極的に取り入れ、研修内容が職場で共有されていること。(参加者による職場への報告、報告書の閲覧等)	適	否		養老基準条例22条、特養基準条例24条、41条、49条、軽費基準条例24条、障支基準条例37条、障サ基準条例25条、51条、56条、61条、70条、85条、88条、児童基準条例7条、各施設監査指針、法90条1項
※前事業年度の状況	■(2) 職員の確保及び定着化に積極的に取り組んでいるか。 ◇ 頻繁に退職者がある場合や、同時期に退職者が集中している場合は、その理由を確認すること。	適	否		各施設監査指針、法90条1項

主眼事項等	確認事項及び判定基準	適	口	文	根拠法令等
6 施設・設備の管理状況 ※監査日現在の状況	(1) 入所(利用)者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。また、障害に応じた配慮がなされているか。 ◇ 建物の耐火性能が十分であり、生活動線、段差の解消等を考慮した構造となっていること。 ◇ 施設・設備の老朽化、破損による危険がなく、階段、窓、ベランダ、ベッド等からの転落防止措置が講じられていること。 ◇ 家具、備品等の転倒、棚からの落下の危険がなく、施設内に危険物が放置されていないこと。	適	否	否	各施設監査指針、養老基準条例3条、11条、23条、27条、特養基準条例3条、10条、26条、30条、36条、43条、45条、49条、51条、53条、軽費基準条例3条、10条、26条、32条、障支基準条例4条、10条、39条、44条、障サ基準条例5条、11条、27条、31条、35条、39条、49条、51条、56条、59条、61条、63条、70条、74条、85条、88条、90条、地活基準条例8条、15条、福木基準条例3条、9条、13条、児童基準条例4条、8条、12条、25条、35条、42条、53条、58条、68条、78条、83条、90条、94条、102条、113条
	(2) 居室等が設備及び運営基準に合った構造になっているか。 ◇ 施設種別に応じた最低基準をすべて満たしていること。	適	否	否	
	(3) 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。 ◇ 設備、用具の衛生管理が適切に行われ、必要な医薬品が整備・保管されていること。	適	否	否	
	(4) 施設・設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。(会議室の利用、祭、運動会等)	適	否	否	
7 防災対策 ※監査日現在の状況(ただし●印は前事業年度の状況についても確認)	■●(1) 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備を整備し、専門業者による定期的な点検及び所轄消防署への報告を行っているか。	適	否	否	各施設監査指針、消防法17条の3の3、消防法施行規則31条の6
	■(2) 消防計画を策定し、所轄消防署へ届出を行っているか。	適	否	否	各施設監査指針、消防法施行規則3条、養老基準条例8条、特養基準条例8条、43条、49条、53条、軽費基準条例8条、障支基準条例7条、障サ基準条例8条、51条、56条、61条、70条、85条、88条、地活基準条例4条、福木基準条例5条、児童基準条例5条
	■(3) 廊下、階段、避難口等は緊急時の避難に支障がないか。 ◇ 非常口は、平常時の施錠管理と緊急時の迅速な開閉が確保されていること。 ◇ 避難器具が常時使用可能な状態で管理されていること。 ◇ 避難経路に障害物がなく、防火扉の開閉スペースが確保されていること。	適	否	否	消防法8条の2の4、社福施設防火安全対策通知(社施107号)
	■(4) 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。	適	否	否	各施設監査指針、各施設基準条例(非常災害対策)
	■(5) 立地地域の実情に応じた非常災害対策計画が策定されているか。 【必要な事項】 ①施設の立地条件 ②災害に関する情報の入手方法 ③災害時の連絡先及び通信手段の確認 ④避難開始時期、判断基準 ⑤避難場所 ⑥避難経路 ⑦避難方法 ⑧災害時の人員体制、指揮系統 ⑨関係機関との連携体制 ※各事項の考え方については、厚労省作成の「避難計画点検マニュアル」を参照のこと。	適	否	否	社会福祉施設における非常災害対策強化通知、避難計画点検マニュアル

主眼事項等	確認事項及び判定基準	適	口	文	根拠法令等
7 防災対策 ※監査日現在の状況（ただし●印は前事業年度の状況についても確認）	<b>【特養】</b> ■(6) 夜勤者（直接処遇職員）とは別に宿直者が配置されているか。 ◇ 最低基準を上回る夜勤職員を配置し、かつ、そのうちの1人以上を夜間における防火管理の担当者として指名している場合、夜勤者とは別に宿直者を配置することは要しない。	適	否	否	社福施設防火安全対策通知（社施107号） 特養基準条例第24条 特養基準通知第四の11
	■●(7) 避難訓練及び消火訓練は、施設種別ごとに定められた回数以上を適切に実施されているか。 ◇ 入所施設は、夜間又は夜間を想定した避難訓練を行っていること。	適	否	否	各施設監査指針、消防法施行規則3条10項、児童基準条例5条、児童以外の各施設基準条例（非常災害対策）、社福施設防火安全対策通知（社施107号）
	<b>【障害者支援施設、障害児入所施設】</b> ■(8) 無断外出等の危険防止の配慮がなされているか。	適	否	否	障福施設監査指針
	<b>【児童福祉施設】</b> ●(9) 避難設備、遊具等の日常点検が行われているか。 ◇ 消防計画等に基づく自主点検	適	否	否	児童基準条例5条、児福監査指針、社福施設防火安全対策通知（社施107号）雇児総第0628001号
	<b>【児童福祉施設】</b> (10) 防犯対策が講じられているか。	適	否	否	児福監査指針、雇児総発402号
8 事故対応 ※監査日現在の状況（ただし●印は前事業年度の状況についても確認）	(1) 入所（利用）者の事故防止のための取組を行っているか。 ◇ 事故防止・対応マニュアルの作成、研修等により、事故発生時の対応方法を定めていること。 ◇ ヒヤリハット集の作成、危険箇所の点検等により、事故防止の環境づくりに努めていること。	適	否	否	老福施設監査指針、養老基準条例28条、特養基準条例31条、43条、49条、53条、軽費基準条例33条、障支基準条例45条、障サ基準条例32条、51条、56条、61条、70条、85条、88条、地活基準条例18条、福木基準条例16条、児童養護処遇確保通知2（事故発生の際の迅速な対応）、雇児総発402号
	●(2) 事故が発生した場合、事故の状況や対応措置について、入所（利用）者の家族や関係機関へ速やかに連絡、記録し、再発防止策を講じているか。 ◇ 事故の状況、対応等が正確に記録され、事故原因の究明とともに再発防止策が講じられていること。	適	否	否	

## 凡例)

### 【法令】

- ▷ 法 「社会福祉法」(昭和26年法律第45号)
- ▷ 労基法 「労働基準法」(昭和22年法律第49号)
- ▷ 労基法施行規則 「労働基準法施行規則」(昭和28年厚生省令第23号)
- ▷ 労働安全衛生規則 「労働安全衛生規則」(昭和47年労働省令第32号)
- ▷ 消防法 「消防法」(昭和23年法律第186号)
- ▷ 消防法施行規則 「消防法施行規則」(昭和36年自治省令第6号)

### 【基準条例】 → 京都府条例

- ▶ 軽費基準条例  
「社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例」(平成24年京都府条例第23号)
- ▶ 養老基準条例  
「老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備等の基準に関する条例」(平成24年京都府条例第24号)
- ▶ 特養基準条例  
「老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備等の基準に関する条例」(平成24年京都府条例第25号)
- ▶ 児童基準条例  
「児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例」(平成24年京都府条例第36号)
- ▶ 障サ基準条例  
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備等の基準に関する条例」(平成24年京都府条例第37号)
- ▶ 地活基準条例  
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備等の基準に関する条例」(平成24年京都府条例第38号)
- ▶ 福ホ基準条例  
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備等の基準に関する条例」(平成24年京都府条例第39号)
- ▶ 障支基準条例  
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備等の基準に関する条例」(平成24年京都府条例第40号)

### 【各施設監査指針】

- ▷ 児福施設監査指針  
「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成12年4月25日付児発第471号 厚生省児童家庭局長通知)
- ▷ 老福施設監査指針  
「老人福祉施設に係る指導監査について」(平成12年5月12日付老発第481号 厚生省老人保健福祉局長通知)
- ▷ 障福施設監査指針  
「障害福祉施設等に係る指導監査について」(平成15年3月28日付障発第0328016号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- ▷ 障支施設監査指針  
「障害者支援施設等に係る指導監査について」(平成19年4月26日付障発第0426003号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- ▷ 指導監督徹底通知  
「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日付雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

### 【通知-共通】

- ▷ 社庶83号  
「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について」(昭和47年5月17日付社庶第83号 厚生省社会・児童家庭局長連名通知)
- ▷ 社庶13号  
「社会福祉施設の長の資格要件について」(昭和53年2月20日付社庶第13号 厚生省社会・児童家庭局長連名通知)
- ▷ 社庶14号  
「社会福祉施設の長の資格要件について」(昭和53年2月20日付社庶第14号 厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知)
- ▷ 苦情解決指針  
「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日付障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)
- ▷ 社福施設防火安全対策通知(社施107号)  
「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」(昭和62年9月18日付社施第107号 厚生省社会・児童家庭局長連名通知)
- ▷ 社会福祉施設における非常災害対策強化通知  
「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常債学事の体制整備の強化・徹底について」(平成28年9月9日付老総発0909第1号他 厚生労働省総務課長他連名通知)
- ▷ 避難計画点検マニュアル  
「『水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル』の周知及び点検の実施について」(平成29年6月19日付雇児総発第0691第1号他 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長他連名通知)

- ▷ 社援施169号  
「社会福祉施設における腰痛予防対策の推進について」（平成6年12月28日付社援施第169号 厚生省社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）
- ▷ 基発547号（労基関連）  
「職場における腰痛予防対策の推進について」（平成6年9月6日付基発第547号 労働省労働基準局長通知）

**【通知—高齢】**

- ▷ 軽費基準通知  
「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成20年5月30日付老発第0530002号 厚生省老健局長通知）
- ▷ 養老基準通知  
「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月30日付老発第307号 厚生省老健局長通知）
- ▷ 特養基準通知  
「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日付老発第214号 厚生省老健局長通知）

**【通知—児童】**

- ▷ 児発85号  
「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成10年2月18日付児発第85号 厚生省児童家庭局長通知）
- ▷ 雇児総第0628001号  
「児童福祉施設等に設置している遊具の安全管理の強化について」（平成18年6月28日付雇児総発第0628001号）
- ▷ 雇児総発402号  
「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日付雇児総発第402号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）
- ▷ 児童養護処遇確保通知  
「児童養護施設等における適切な処遇の確保について」（平成9年12月8日付児家第28号 厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知）